

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年（2022 年）3 月 4 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	松	岡	ちひろ	
同	丹	生	真	人

第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

1. 鏡伝池緑地（市民の森）

(1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 京阪ひらかたみどりグループ（指定管理者）

[対象事務] 令和2年度、令和3年度における鏡伝池緑地（市民の森）の指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

(2) 随時監査

[対象部課] 土木部 みち・みどり室

[対象事務] 令和2年度、令和3年度における鏡伝池緑地（市民の森）の京阪ひらかたみどりグループによる指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

第2 監査の期間

令和3年（2021年）11月1日から令和4年（2022年）3月3日まで

第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】 <土木部 みち・みどり室>

○指定管理者による指定管理業務の執行について

指定管理業務の執行において、施設の修繕料に不用額が発生した場合には、基本協定書等に基づき、市に返還することとなっているが、令和2年度決算では不用額が発生しているにもかかわらず、精算が未処理となっていた。

また、指定管理者が実施する自主事業において、施設の一部を占用する場合に必要な枚方市都市公園条例に基づく許可を受けていない事例や、枚方市会計規則等に規定する期日内の指定金融機関等への使用料の払込みが行われていない事例などが見受けられ

た。

指定管理者の業務執行については、令和元年度の定期監査の際にもみち・みどり室に対し意見・要望を行っているが、改善がなされていないかった。

今後、市としてチェック体制を強化した上で、指定管理者の適切な業務執行に向け、徹底した指導を行うよう強く要望する。

○指定管理業務のモニタリングと管理監督について

指定管理業務におけるモニタリングは、指定管理者と市それぞれが、日常的・定期的に施設の管理運営状況やサービス水準等を確認・評価し、業務の課題の抽出と改善を繰り返すことで、効率的・効果的な施設運営と市民サービスの向上を図るという指定管理者制度における重要な役割を担っている。

しかしながら、指定管理者名の未掲示、事業者からの月次報告書の未提出等に対して、市の改善指導が行われていないだけでなく、管理運営評価で高得点がつけられているなど、適切なモニタリングによる評価がされていなかった。

また、年次報告書となる事業報告書が期限内に提出されておらず、その内容についても市の確認が不十分なため、事業内容の検証がされていなかった。

今後、市として施設の管理運営状況を十分に確認し、適切なモニタリングの実施などを通じ、指定管理者制度の導入効果が最大限に発揮されるべく、施設の設置者としての管理監督責任を果たすよう強く要望する。